

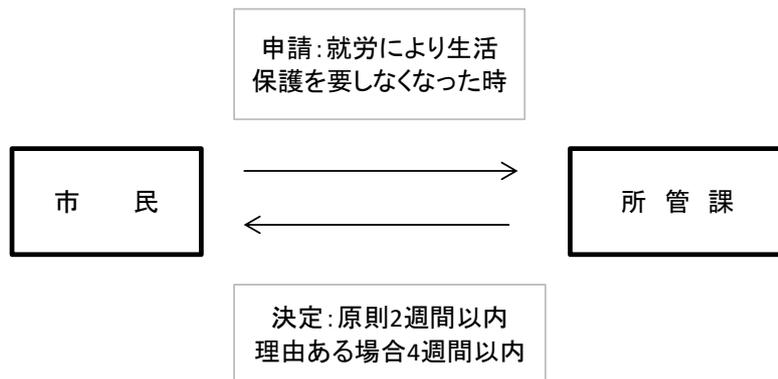
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 23

処 分 名	就労自立給付金の支給決定	
処 分 の 概 要	生活保護による就労自立給付金の支給を決定する。	
根 拠 法 令 名	生活保護法(昭和25年法律第144号)	
条 項	第55条の4第1項	
所 管 課	生活福祉総務課、生活福祉業務第1課及び生活福祉業務第2課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	約2週間	
標準処理期間	計 約2週間	
審査基準	<p>生活保護法施行規則第18条の3、生活保護法による就労自立給付金の支給について(平成26年4月25日社援発0425第3号)及び生活保護法による就労自立給付金の取扱いについて(平成26年4月25日社援保発0425第7号)に定める基準に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>生活保護法</p> <p>(就労自立給付金の支給)</p> <p>第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。</p> <p>生活保護法施行令施行規則</p> <p>(厚生労働省令で定める安定した職業)</p> <p>第十八条の二 法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね六月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。</p> <p>(厚生労働省令で定める事由)</p> <p>第十八条の三 法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 被保護者が事業を開始し、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。</p> <p>二 就労による収入がある被保護世帯において、当該就労による収入の増加により、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。</p> <p>三 就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する被保護者が職業(前条に規定する安定した職業を除く。)に就いたことにより、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。</p> <p>生活保護法による就労自立給付金の支給について(平成26年4月25日社援発0425第3号)</p> <p>生活保護法による就労自立給付金の取扱いについて(平成26年4月25日社援保発0425第7号)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。